


## 今後の審議会の進め方（案）

| 日 程             | 審 議 内 容 等                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年<br>6月25日   | 令和2年国勢調査人口(速報値) 官報告示                                                                                                                                                        |
| 7月2日            | <p data-bbox="488 734 576 775">第1回</p> <ul data-bbox="488 779 1174 860" style="list-style-type: none"><li>◆令和2年国勢調査の結果による計算結果の概要</li><li>◆今後の審議会の進め方について</li></ul>          |
|                 | <p data-bbox="488 904 643 945">第2回以降</p>  <p data-bbox="512 1675 791 1715">区割り改定案の勧告</p> |
| 〔 令和4年<br>6月25日 | 設置法第4条第1項の規定による区割り改定案の勧告期限〕                                                                                                                                                 |

## 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年二月四日法律第三号）（抄）

## （所掌事務）

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

## （改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

## 3 （略）

## （勧告の期限等）

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

## 2 （略）

## （資料提出その他の協力）

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、行政機関及び地方公共団体の長に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。